平成２５年（フ）第４８５号
熊本市東区八反田２丁目１番11号　セモンプレジール202号室
債務者　小幡　美樹（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水729番地64
債務者　牧山　秀利
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４３号
熊本県宇城市不知火町高良1850番地２
債務者　村田　眞澄
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６４号
熊本市北区清水亀井町４番４号　ソフィー清水１棟105号、前住所静岡県御殿場市二の岡１丁目12番12号　モン・ソレイユ103
債務者　中野眞知子（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６５号
熊本県菊池市泗水町永3276番地３
債務者　後藤　隆一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６６号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目18番22―108号　レオパレスサウスウインドⅡ
債務者　桑野　　晃
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６７号
熊本市西区城山半田２丁目３番３号
債務者　園田　　剛
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２９号
大分県速見郡日出町大字真那井2486番地、申立時の住所大分県別府市大字鶴見1728番地の６
債務者　亀井　淑子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上小路48番地１
債務者　石垣　昭夫
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
千葉県柏市酒井根７丁目２番３号
債務者　越山　潤一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７８号
千葉県松戸市河原塚35番地の１　コスモグリーンハイツ103号
債務者　川島　良史
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９０号
千葉県我孫子市並木６丁目３番13号
債務者　畑田　孝宏
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９６号
千葉県流山市向小金４丁目12番地の18　ノイハイムＳ．Ｎ―202
債務者　人見　啓一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３６号
千葉県柏市酒井根５丁目16番14号　シャルム・シャンブル202号
債務者　坂田真規子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６６号
千葉県流山市南流山７丁目18番地の38　プロスペールＥ十番館303
債務者　原　光太郎
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８１号
千葉県松戸市常盤平３丁目28番地の３　森田マンション１棟301号
債務者　細谷　則子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市大物町２丁目２番10号
債務者　土井　久三
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係